

学校いじめ防止基本方針

荅北町立荅北中学校

令和6年4月改定

荅北町立荅北中学校は、いじめ防止対策推進法及び荅北町いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1 いじめの防止等の対策に関する基本的な方針（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの定義【いじめ防止対策推進法】第2条 抜粋

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

- (ア) 学校の最重点目標に「いじめの未然防止」を掲げ弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 生徒主体のいじめの防止に取り組む。生徒会活動を中心にした
- (エ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- (オ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権集会を実施する。

(2) いじめの早期発見

- (ア) いじめ調査及び相談体制等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 生徒対象アンケート調査を年3回実施する。(5月、11月、1月)
- ② 保護者いじめチェックシートを年2回実施する。(6月、12月)
- ③ 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査を年3回実施する。(6月・11月・1月)
- ④ 定期的な教育相談を実施する。(6月、11月、1月)
- ⑤ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。
- ⑥ いじめ相談窓口を設置するとともに、情報集約担当者を周知する。

(イ) いじめの防止等の対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけ て実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(ウ) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(3) いじめの防止等に関する取組

ア いじめの防止等の対策のための組織「生徒指導委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

<開催>

月2回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事(情報集約担当者)、各学年の生徒指導担当者、養護教諭

<活動>

- ① いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

学期	生徒主体の取組	教職員の取組
1	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会本部によるソーシャルスキルトレーニング(SST) (4月・5月・6月) ・人権集会(6月) ・私の10の約束(通年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報集約担当者決定・紹介(4月) ・生徒指導委員会(通年) ・生徒理解(4月) ・アンケート調査(5月) ・教育相談(6月)

		・保護者によるいじめチェック（6月）
2	・スクールロイヤー講演会（9月） ・生徒会本部によるソーシャルスキル トレーニング(SST) （10月・11月）	・スクールロイヤー研修（9月） ・アンケート調査（11月） ・教育相談（11月） ・保護者によるいじめチェック（12月）
3	・人権集会（2月） ・クラスマッチ（3月）	・アンケート調査（1月） ・教育相談（1月） ・小学校及び高校との引き継ぎ（3月）

イ いじめに対する措置

(ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

(イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ) 「いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

(エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、苓北町教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及び、いじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。